

**名古屋市北名古屋工場（仮称）
整備運営事業**

資源化処理委託契約書（案）

平成27年__月__日

（平成27年 9月10日修正）

名 古 屋 市

名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業
資源化处理委託契約書（案）

1 事業名 名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業

資源化处理委託

2 契約目的 資源化対象物の資源化处理業務の遂行

3 資源化対象物 [焼却灰／焼却飛灰／熔融飛灰／破碎不燃物]

4 資源化対象物発生場所 愛知県北名古屋市二子四反地 地内

5 資源化業務履行場所 [資源化受託企業 事業所所在地]

6 履行期間 自契約成立日 至平成52年6月30日

ただし、約款の定めるところに従って短縮される場合がある。

7 契約単価 金_____円／トン

（うち消費税及び地方消費税 金_____円）

ただし、約款の定めるところに従って単価の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた単価とする。

8 契約条件 約款のとおり

本事業について、以下の委託者と受託者は、各々対等な立場における合意に基づいて、約款の定めるところに従い、上記のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行することを誓約する。なお、この契約は、本事業をPFI法第7条に定める特定事業として実施する上で、構成企業及びSPCが法的に拘束されることに同意した基本契約及び市とSPCとの間で締結される名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業 事業契約（以下「事業契約」という。）とともに、特定事業に係る契約を構成することを確認する。

上記の資源化处理委託契約（以下「この契約」という。）の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年____月____日

（委託者）

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

契約事務受任者

名古屋市環境局長 西村 幸久 印

（受託者）

〔所在地〕

〔商号又は名称〕

〔代表者名〕 印

**名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業
資源化処理委託契約約款**

（用語の定義）

第1条 この契約において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次のとおりとする。

- (1) 「入札説明書」とは、委託者が平成27年____月____日に公表した「名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業 入札説明書」（その後の修正並びにこれに関する質問に対する回答結果を含む。）をいう。
- (2) 「入札説明書等」とは、入札公告の際に市が公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、基本契約書（案）、事業契約書（案）、資源化処理委託契約書（案）、運送委託契約書（案）、様式集、図面等をいい、これら資料に対する質問及びこれに対する市の回答を示した書面の全て並びに平成26年3月に北名古屋市が公表した環境影響評価書をいう。
- (3) 「要求水準書」とは、入札説明書の附属資料の一部として公表した「名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業 要求水準書」（その後の修正並びにこれに関する質問に対する回答結果を含む。）であり、名古屋市北名古屋工場（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）の業務範囲の実施について、市が要求する水準を示す書類及び図書をいう。
- (4) 「落札者」とは、入札参加者のうち、選定審議会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約等の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
- (5) 「民間事業者」とは、落札者をPFI法に基づく選定事業者とし、市と事業契約等を締結して本事業を実施する特定の者をいい、構成企業（構成員及び協力企業）によって構成される集合体をいう。
- (6) 「SPC」とは、(Special Purpose Company)の略語で、本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいい、この契約では_____を指す。特別目的会社のこと。
- (7) 「基本契約」とは、市と落札者及びSPCの間で平成____年____月____日に締結された〔契約名〕をいう。
- (8) 「事業提案書」とは、入札参加者が入札説明書等に基づき作成し期限内に提出した書類・図書、市からの質問に対する回答及び事業契約の本契約締結までに提出したその他一切の提案をいう。
- (9) 「事業契約」とは、名古屋市北名古屋工場（仮称）（以下「本施設」という。）の設計・建設及び運営・維持管理に関する業務並びにそれらに付随する業務に関して、市とSPCとで締結する契約をいう。
- (10) 「不可抗力」とは、市及び民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれないものとする。

- (11)「資源化対象物」とは、破碎及びごみ処理プロセス（焼却・溶融等）から発生する焼却灰・焼却飛灰・溶融飛灰等、資源化処理の対象となる各種残渣を総称している。
- (12)「資源化処理」とは、事業用地外の各種資源化企業に委託し、焼却灰・焼却飛灰・溶融飛灰等を資源化することをいう。
- (13)「運送業務」とは、事業用地外の各種資源化企業へ資源化対象物を運送する業務をいう。
- (14)「[資源化処理／運送]業務」とは、資源化処理業務及び運送業務を総称していい、いずれもS P Cが業務管理を行う。
- (15)「資源化物」とは、資源化対象物を資源化処理することによって生成される、市場に有価（有償）で処分（販売）できる物を総称している。
- (16)「資源化企業」とは、民間事業者の構成企業であり、事業用地の外部にて資源化処理業務を受託する協力企業を総称している。
- (17)「運送企業」とは、民間事業者の構成企業であり、資源化企業へ資源化対象物を運送する協力企業を総称している。
- (18)その他用語の定義は、基本契約に定義する内容を準用する。

（総則）

第2条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、法令等のほか、基本契約、この契約、入札説明書等及び事業提案書に従って本業務を遂行しなければならない。なお、それら各書類の間に齟齬がある場合、基本契約、この契約、入札説明書等、事業提案書、の順にその解釈が優先する。また、それら各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものを優先するものとするが、甲及び乙は、協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定することができる。

2 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

3 この契約の履行に関して甲、S P C及び乙の間で用いる言語は、日本語とする。また、この契約で用いる次の用語は、次の各号に定義された意味を有する。

(1)「資源化処理委託料」とは、乙が資源化対象物を資源化した量に応じて受領する対価のことをいう。

(2)「資源化処理開始日」とは、平成32年7月1日又は甲が別途通知した日をいう。

4 この契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約の履行に関して甲、S P C及び乙の間で用いる計量単位は、入札説明書等及び事業提案書に特別な定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定められたものによる。

6 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の定めるところによる。

7 乙は、入札説明書等に記載された情報及びデータのほか、事業契約の本契約締結時に利用しうるすべての情報及びデータを十分に検討した上で、この契約を締結したことをここに確認す

る。乙は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、本事業の資源化処理業務の困難さ又はコストを適切に見積ることができなかつた旨を主張することはできない。ただし、乙の当該情報及びデータの未入手が、入札説明書等の誤記等甲の責に帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

(この契約の目的)

第3条 この契約は、甲並びにS P Cと共に乙が相互に協力し、資源化対象物の資源化（以下「本業務」という）を適正かつ円滑に遂行するために必要な事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業者による事業の趣旨の尊重)

第4条 乙は、本業務が公共事業の一環であることを踏まえ、その事業目的を十分に理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

2 甲は、本業務が営利を目的とする民間事業者によって遂行されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(業務遂行)

第5条 乙は、基本契約、この契約及び要求水準書等に基づき、表記の履行期間中、表記の資源化業務履行場所に、本施設から発生する資源化対象物を受入れ、本業務を適正に遂行しなければならない。

2 乙は、基本契約及びこの契約等に基づく本業務の遂行にあたっては、S P Cが、資源化対象物の資源化に対する甲の意向を踏まえ、乙に対して管理・監督し指導することを承諾する。

3 乙は、本業務その他乙がこの契約の締結及び履行のために必要とするすべての許認可を適時に取得するものとする。ただし、甲又はS P Cの単独申請によるべきものについては、この限りではない。

4 乙は、甲又はS P Cによる許認可の申請等について、自己の費用により書類の作成等の必要な協力を甲又はS P Cの要請に従って行わなければならない。

5 乙は、本業務の遂行に当たり、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び環境保全関係法令を含む関係法令、関連規制等を遵守するものとする。乙が関係法令又は関係規制等を遵守しなかったことは、乙によるこの契約の債務不履行を構成するものとする。

6 乙は、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行しなければならない。

(本業務の範囲)

第6条 本業務の範囲及び細目は、入札説明書等及び事業提案書に定めるとおりとする。

(業務範囲の変更)

第7条 甲はS P Cと共に、必要と認める場合は、乙に対する通知をもって前条で定めた本業務のいずれか、又はそのすべての範囲の変更に係る協議を求めることができる。

2 乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

- 3 業務範囲の変更及びそれに伴う資源化処理委託料の変更等については、前項の協議において決定する。

(業務の体制)

第8条 乙は、自らの責任において本業務を実施する。

- 2 本業務に関して、乙の責めに帰すべき事由は、乙が責任を負わなければならない。

(資源化対象物等の取扱い)

第9条 乙において本施設から発生する資源化対象物及びその資源化によって生成する資源化物の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 資源化対象物は、その品質にかかわらず、乙は引き取り、有効活用する。
- (2) 資源化処理により生成される資源化物については、乙の責任で適正に売却でき、第20条に基づきその売却収入は乙に帰属する。

(秘密保持)

第10条 乙は、本業務の遂行によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。契約期間が満了した後においても同様とする。

(業務遂行体制の整備)

第11条 乙は、本業務の遂行に先立って、入札説明書等及び事業提案書に基づくそれぞれの業務の実施体制に必要な人員を確保し、かつ、本業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行わなければならない。

(業務の基準等)

第12条 乙は、本業務の実施開始に先立ち、資源化処理開始日以降契約期間が終了する日までの期間を通じた業務遂行に関し、入札説明書等に表示された要求水準に対して事業提案書において提案された事項(水準)を反映したマニュアル(以下「業務マニュアル」という。)を、本業務に関して作成した上、甲及びSPCに対して提出し、SPCと共に甲の承諾を得なければならない。乙は、事前にSPCを通じて甲の承諾を得た場合を除き、業務マニュアルにつき、契約期間にわたり内容の変更を行わないものとする。

(事業実施計画及び年間業務計画等)

第13条 乙は、入札説明書等の定めに従い、本業務に係る事業実施計画及び年間業務計画等を策定して甲及びSPCに提出し、SPCを通じて甲の確認を受けなければならない。策定及び提出の期限は、次の各号に定める。

- (1) 事業実施計画は、SPCが本施設を市に引渡す日の60日前までとし、SPCと共に甲と協議し決定することとする。

(2) 年間業務計画は、当該事業年度の直前の事業年度に属する1月末日までとし、SPCと共に甲と協議し決定することとする。

(3) 月間業務計画は、当該暦月の直前の暦月末日から7日前までとし、SPCと共に甲と協議し決定することとする。

乙は、SPCと共に甲の確認を受けた事業実施計画及び年間業務計画を変更しようとする場合には、SPCを通じて甲の承諾を受けなければならない。

2 前項の規定により作成される年間業務計画等については、本業務に関し、事業年度ごとに、甲及びSPCに提出し、SPCと共に甲の承諾を受けなければならない。

3 甲は、事業実施計画及び年間業務計画の確認又はその変更の承諾を行ったことを理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(業務報告書)

第14条 乙は、入札説明書等の定めに従い、本業務の遂行状況に関し、月報、年報その他の報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、それぞれ所定の提出期限までに、甲及びSPCに提出しなければならない。

2 前項の規定により作成される業務報告書については、事業年度ごとに、甲及びSPCに提出し、SPCを通じて甲の承諾を受けなければならない。

(甲又はSPCによる業務遂行状況の検査)

第15条 甲又はSPCは、乙の業務時間内に立入検査を適時に行い、又は、甲又はSPCがあらかじめ乙に通知する合理的な方法により、本業務の遂行状況に係る検査を行うことができる。この場合、乙は、甲又はSPCの検査に合理的に協力する。

(甲による業務の是正勧告)

第16条 前条の検査の結果、乙による本業務の遂行が基本契約、この契約又は入札説明書等若しくは事業提案書又は業務マニュアルを満たしていない場合は、甲はSPCと共に乙に対して、必要な是正勧告その他の措置を講じることができる。この場合、乙は、当該措置以降に前条の規定により提出される本業務に係る各種の業務報告書に、SPCと共に甲が講じた措置に対する対応状況を記載して、甲及びSPCに対し、その報告を行わなければならない。

(資源化处理委託料の受領)

第17条 乙は、別紙に記載した算定方法及びスケジュールに従い、本業務遂行の対価として資源化处理委託料を甲よりSPCを通して受領するものとする。当該資源化处理委託料には、本業務の遂行にあたって必要となる一切の費用が含まれるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、報酬、費用、手当、経費その他名目のいかなを問わず、乙は、甲に対し、何らの支払も請求できない。

2 乙は、前各項その他この契約に基づく本業務の遂行の対価として資源化处理委託料の支払請求書を作成し、SPCへ送付するするとともに、写しを甲に送付するものとする。

3 甲は、乙への資源化处理委託料をＳＰＣに支払われる運営委託料に含めて支払うものとし、ＳＰＣから乙への資源化处理委託料の支払い方法については、別途両者で協議の上、決定することとする。

(資源化处理委託料の改定)

第１８条 前条の規定にかかわらず、資源化处理委託料は、別紙に記載のとおり改定される。

(支払停止等)

第１９条 第１５条による甲又はＳＰＣの業務遂行状況の検査の結果及びその他この契約の履行状況等に基づき、本業務についてこの契約に定める内容を満たしていない事項が存在することが判明した場合、甲は、甲又はＳＰＣの指摘が是正されるまでの間、乙が受領すべき資源化处理委託料につき、ＳＰＣへの支払を減額又は支払停止とすることができる。

2 乙が作成する各業務報告書に虚偽の記載があることが当該業務報告書に基づく資源化处理委託料の支払後に判明した場合、甲は、乙に対し、甲が減額し得た資源化处理委託料の相当額を返還請求することができる。

(資源化物の売却収入の領収)

第２０条 事業提案書に基づき、本施設から発生する資源化対象物を受入れ資源化处理することによって生成される資源化物を第三者に対して売却したときは、乙は、業務マニュアルに基づき、当該第三者から売却代金を領収し、これを乙の収入として収受できる。

(領収書の交付)

第２１条 乙は、前条の規定による売却代金の収受の都度、支払者に対し領収書を発行し、その写しを保存しなければならない。

(帳簿の整備)

第２２条 乙は、売却代金の収受に係る経理を明らかにした書類を整備する。

(収受状況の報告)

第２３条 乙は、第２１条の領収書の写し、前条の帳簿類及び売却代金の収受を確認できる書類に基づき調定を行い、四半期報告書によって四半期ごとにＳＰＣを通じて甲へ報告しなければならない。

(第三者への賠償)

第２４条 本業務の遂行において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 甲又はＳＰＣは、前項の規定により乙が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(資源化対象物の性状・成分の変動)

第25条 乙が、本施設から受け入れる資源化対象物の性状・成分が入札説明書等記載の内容から大幅に逸脱し、事業提案書に示した基準の資源化物を生成することが困難である旨の申立てをSPCを通じて甲に対して行った場合、SPCを伴い甲及び乙は、基本契約第5条の定めるところに従うものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第26条 本業務を遂行する上で不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第27条 不可抗力が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲及びSPCに通知するものとする。

2 甲及びSPCは、前項の通知を受け取った場合、本業務の遂行状況の確認を行った上、SPCと共に甲及び乙は協議を行い、不可抗力の判定等を決定するものとする。

(不可抗力による一部の業務遂行の免除)

第28条 前条第2項の協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の遂行ができなくなつたと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度においてこの契約に定める義務を免れることができる。

(法令変更によって発生した費用等の負担)

第29条 契約期間中に法令変更が行われた場合、乙は、次に掲げる事項について甲及びSPCに報告しなければならない。

(1) 乙が受けることとなる影響

(2) 法令変更に関する事項の詳細

2 SPCと共に甲は、前項の報告に基づき、この契約の変更その他の報告された事態に対するこの契約の変更や費用負担等の対応措置について、速やかに乙と協議しなければならない。

3 前項の協議にかかわらず、協議開始の合理的期間内に対応措置についての合意が成立しない場合、SPCを通じて甲は、法令変更に対する合理的な対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本業務を継続するものとし、この場合の追加費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 甲は、次の各号の細分のいずれかの法令変更に起因する追加費用を負担する。

ア 本業務に直接関係する法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除く。）

イ 税制度に関する法令変更のうち、本業務に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの

(2) 乙は、次の各号の細分のいずれかの法令変更に起因する増加費用及び損害を負担する。

ア 前号アの法令変更以外の法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除く。）

イ 前号イに規定する法令変更以外の税制度に関する法令変更

（この契約の終了）

第30条 この契約は、次の各号のいずれかが早く到来した日をもって終了する。ただし、S P Cと共に甲及び乙は、この契約の終了により、終了時においてすでにこの契約に基づき発生した責任又は終了前の作為・不作為に基づき終了後に発生したこの契約に基づく責任を免除されるものではなく、また、この契約の終了が、この契約終了後も継続することがこの契約において意図されているS P Cと共に甲及び乙の権利、責任又は義務には一切影響を及ぼさないものとする。

(1) 契約期間の満了日

(2) 甲又は乙によるこの契約に基づく解除権行使の効力発生日

(3) 甲、乙間で成立した合意解約の効力発生日

（業務の引継ぎ等）

第31条 乙は、この契約の終了に際し、S P Cを通じて甲が指定するものに対し、自己の費用で本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

（甲の解除権）

第32条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 業務に際し不正行為があったとき

(2) 甲及びS P Cに対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合において、S P Cと共に甲が相当期間を定めて是正催告を行ったにもかかわらず、当該相当期間内に是正されないとき

(3) 次条第1項又は第34条によらないで乙からこの契約の解除の申出があったとき

(4) 甲又はS P Cにより基本契約が解除されたとき

(5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき

(6) 贈賄・談合等著しく甲との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき

(7) 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱に基づく排除措置を受けたとき

(8) 本項第1号ないし第4号の他、この契約の重大な違反又は抵触があるとき

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合又は乙の責めに帰すべき前項第3号に基づく契約終了の場合においては、乙は、年間の資源化处理委託料予定額の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払う義務を負う。

(乙の解除権)

第33条 乙は、基本契約及びこの契約の規定に対し、甲又はS P Cが重要な義務に違反し、かつ、乙による通知の後、合理的期間内に当該違反が是正されない場合、又は、甲又はS P Cの債務不履行により本事業の目的を達成することができないと認められる場合、この契約の全部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害賠償をS P Cを通じて甲に請求することができる。

(不可抗力又は法令変更による契約解除)

第34条 甲又は乙は、不可抗力の発生又は法令変更により、本業務の遂行が著しく困難であるか、又は過分の費用が生じると認められる場合、第27条第2項又は第29条第2項の協議の上、この契約を解除できるものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第35条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(契約解除時の未処理資源化対象物の取り扱い)

第36条 甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいてS P Cから引き渡しを受けた資源化対象物の処理が未だに完了していないものがあるときは、S P Cと共に甲及び乙は、基本契約及びこの契約に基づき次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

ア 乙は、解除された後も、その資源化対象物に対するこの契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、未処理の資源化対象物については、適正に資源化処理しなければならない。ただし、乙が本業務の継続が不可能であると甲が認める場合は、S P C又は乙の費用負担をもって乙のもとにある未処理の資源化対象物を資源化処理するものとする。

イ なお、未処理の資源化対象物の資源化については、甲が、資源化契約を締結した企業において行うものとし、運送についても、甲が、運送契約を締結した企業において行うものとする。

(2) 甲又はS P Cの義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲又はS P Cに対し、乙のもとにある未処理の資源化対象物を甲又はS P Cの費用をもって引き取ることを要求することができ、甲又はS P Cはこの要求に応じなければならない。

(知的財産権)

第37条 乙は、本施設から発生する資源化対象物を受入れ資源化処理するほか、本業務を遂行

するために必要な特許権等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権又は使用权（甲から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得するものとする。ただし、S P Cと共に甲が当該実施権等の使用を指定し、かつ、乙が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、S P Cと共に甲は、乙がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

2 乙は、資源化処理委託料が前項の特許権等の実施権又は使用权の取得の対価並びに第4項に規定する知的財産権の使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。甲は、甲又はS P Cが乙に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を乙に請求しない。

3 甲又はS P Cが、この契約に基づき乙に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権は、甲又はS P Cに留保されるものとする。

4 乙は、この契約に基づき乙が甲及びS P Cに対して提供した情報、書類、図面等に関し、第三者の有する著作権及びその他の知的財産権を侵害するものでないことをS P Cと共に甲に対して保証する。S P Cと共に甲は、この契約に基づき乙が甲又はS P Cに対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権に関し、S P Cと共に甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。乙は、自ら又は権利者をして、当該著作権及びその他の知的財産権を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面によりS P Cと共に甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（契約の変更）

第38条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、S P Cと共に甲は、乙との協議の上、この契約の規定を書面で変更することができる。

（管轄裁判所）

第39条 S P Cと共に甲及び乙は、この契約に関して生じた当事者間の紛争について、名古屋地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

（誠実協議）

第40条 この契約書の各条文等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に特別の定めのない事項については、S P Cと共に甲及び乙は、誠実協議の上、これを定めるものとする。

別紙 資源化処理委託料（第 17 条及び第 18 条関係）

1 支払方法

(1)支払スケジュール

甲は、乙が、基本契約、この契約又は要求水準書若しくは事業提案書又は業務マニュアル等に従い、資源化処理委託業務を適切に遂行していることを確認したのち、S P C に支払われる運営委託料に含めて S P C に四半期ごとに支払うものとする。

S P C を通じて甲が乙からこの契約の規定に従って業務報告書を受領した場合、甲は、受領した日から合理的期間内に委託業務の遂行内容を確認し、その結果を乙に通知するものとする。乙は、甲の確認通知を受領した場合、速やかに対象となる四半期に相当する請求書を S P C へ送付するとともに、写しを甲に送付し、甲は、運営委託料に含めて S P C に支払うものとする。

なお、この契約が途中で解除され、又は実際の処理業務開始日が遅延したことにより資源化処理委託料の対象となる期間が 3 ヶ月に満たない場合には、資源化処理委託料について対象期間の日割り計算とする。

(2) 各四半期の資源化処理委託料の金額

第 1 四半期から第 3 四半期の資源化処理委託料については、資源化対象物を、実際に資源化処理した量（以下「実績資源化処理量」という。）にかかわらず、当該年度に予定される資源化処理量の 4 分の 1 を、民間事業者より提案された資源化処理単価に乗じて算定を行う。一方、第 4 四半期の資源化処理委託料については、資源化処理単価に当該年度の実績資源化処理量に乗じて、年間の資源化処理相当分を確定した上で、第 1 四半期から第 3 四半期の当該委託料を控除した調整額により算定する。

2 改定方法

(1)物価変動による改定

資源化処理委託料は、平成 32 年度以降、物価変動を考慮した改定を行う。改定は、事業年度ごとに 1 回行い、翌事業年度の第 1 四半期の支払時より反映する。

ア 改定対象とする指数

物価変動の判断に用いる指数としては、消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」）などのほか、当該指数以外の指数が適切であると判断した場合は民間事業者から提案されたものとする。ただし、提案する指数は甲も客観的かつ容易に確認できるものとする。

イ 改定の方法

改定の対象となる価格指数の比率を算定する。このとき、価格指数比に小数点第 4 位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

算定された価格指数比をもとに改定額を算定する。ただし、改定率の絶対値が 1.5% 以下であった場合には、物価変動に基づく改定を行わないものとする。

なお、改定を行わなかった場合、前回改定した対価を前提に改定率を算定する。

また、通常予測することができない社会経済状況の変化や委託料算定の前提と異なる大幅の物価変動が生じた場合には、S P C と共に甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、委

託料の改定について協議を申し入れることができる。

(2)消費税及び地方消費税の改正による改定

この契約期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、消費税及び地方消費税については、改正内容にあわせて改定する。